

### 3線（JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道）駅カード配布事業 公募型プロポーザル募集要項

#### 1 趣旨

兵庫県では、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことのできない鉄道を維持するため様々な利用促進策を実施している。

本業務は、「駅カード」の配布により、駅カード収集家や普段加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道（以下、3線）を日常利用しない住民や観光客等が、3線やその沿線の魅力を知るきっかけを作り、利用促進につなげることを目的とする「3線（JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道）駅カード配布事業」（以下、「業務」という）を実施するものである。

本業務の受託予定者を選定するために、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により企画提案を募集する。

#### 2 募集概要

##### (1) 業務名

3線（JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道）駅カード配布事業

##### (2) 業務内容

別添の「仕様書」のとおり

##### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

##### (4) 委託金上限

4,984,000円（消費税及び地方消費税含む。）

##### (5) スケジュール

令和7年4月14日（月）	募集開始、質問書受付開始
4月18日（金）	質問書の提出期限
4月23日（水）	質問書に対する回答期限
4月25日（金）	企画提案書の提出期限
5月中旬	契約締結、事業開始

#### 3 業務委託の対象者

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

#### 4 業務要件

業務委託仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、任意の様式により提出すること。

##### (1) 受付期間

令和7年4月14日(月)から同年4月18日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時30分まで

##### (2) 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

##### (3) 留意事項

件名に「プロポーザルに関する質問」と記載すること。

##### (4) 質問に対する回答

令和7年4月23日(水)までに回答する。なお、質問回答は県HPへの掲示をもって行うものとし、全ての応募者に対して回答を行う。

#### 6 企画提案に係る手続

##### (1) 募集要項の配布及び応募図書の提出

令和7年4月14日(月)から同年4月25日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時30分まで

##### ア 配布方法

募集要項の配布は、事務局の配布の方法による。(県HPへも同資料の掲載を行う。)

##### イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年4月25日(金)午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。

##### (2) 書類の作成及び提出

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、正本1部、副本6部を提出すること。

##### ア 応募申請書(様式第1号)

##### イ 提案者概要(様式第2号)

##### ウ 業務概要(様式第3号)

##### エ 企画提案書(様式任意)

##### オ 経費積算見積書(様式第4号)

##### カ その他提案内容を説明する書類

##### キ 添付書類

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書(2種類:提出の日において発行から3か月以内のもの)

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

②全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

(3) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(5) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 7 審査

(1) 審査の方法

ア 事務局が参加資格の確認を行い、これに通過した者のみ、プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）において、提案内容を書面で審査する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

イ 審査基準に基づき、審査会により審査を行い、本業務の受託予定者を決定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な事業者を受託予定者とする。

ウ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとする。業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を受託予定者とする。

(2) 審査基準

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

イ 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込等

ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 業務の内容等

(1) 県は、受託予定者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

## 9 その他留意事項

- (1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（任意の様式）を提出すること。
- (2) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、選定業務者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 秘密の保持
- ア 選定業務者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
- ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (5) 選定業務者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 10 事務局

兵庫県土木部交通政策課 大津・川上  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 078-362-3886 ファックス 078-362-4277  
電子メール koutsuu@pref.hyogo.lg.jp